

クリーンおしま 維持管理計画

渡島廃棄物処理広域連合

項目	根拠条文	管理の方法	実施頻度
ごみの投入は処理能力を超えないこと	施行規則第四条の五、一	・ごみクレーンに計量装置を装備し、処理量の監視を行っている。	毎日
ごみの調質について	施行規則第四条の五、二、イ	・クレーンバケットにて、ごみの攪拌、積み替えをする。	毎日
外気と遮断し、定量連続的にごみを投入する	施行規則第四条の五、二、ロ	・鋼板製溶接構造のシュート内にごみを貯留することにより、熱分解ドラムと外気を遮断している。	
炉温の計画値と維持方法	施行規則第四条の五、二、ハ	・炉温の計画値 溶融・燃烧設備出口にて 850℃以上 ・維持の方法 炉温の維持はカーボンの吹き込み量と炉頂部バーナの出力調整にて維持している。	毎日
焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下とすること	施行規則第四条の五、二、ニ	・ガス化溶融炉方式を採用しているため 0%になる。	毎日
運転開始時炉温を速やかに上昇させる	施行規則第四条の五、二、ホ	・灯油焚きバーナを設置し、運転開始時に起動させ、炉温を 14 時間で昇温させる。	運転開始時
運転提示時にごみを燃焼し尽くすこと	施行規則第四条の五、二、ヘ	・運転停止時に熱分解加熱ガスを高温に保ち、熱分解ドラム内に残ったごみを完全熱分解する。	運転開始時
燃焼室中の燃焼ガス温度測定と記録	施行規則第四条の五、二、ト	・燃焼溶融炉出口に熱電対式温度計を設置し、連続的に測定し、かつ、自動的に連続して記録できる記録装置により行う。	毎日
集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度 にすること	施行規則第四条の五、二、チ	・減温塔を集じん器入口に設置し、設けた温度計により燃焼ガス温度を 200℃以下に制御する。	毎日
集じん器に流入する燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録すること	施行規則第四条の五、二、リ	・集じん器入口に熱電対式温度計を設置し、連続的に測定し、かつ、自動的に連続して記録できる記録装置により行う。	毎日
冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること	施行規則第四条の五、二、ヌ	・ボイラー水管にハンマリング装置とエアノッカーを設置し、維持管理をしている。 ・集じん器は、パルスジェット式ばいじん払い落とし装置を設置し、維持管理している。	毎日
排ガス中の一酸化炭素濃度について	施行規則第四条の五、二、ル	・一次、二次、三次焼却用空気量を調節して排ガス中の一酸化炭素濃度の低減をはかる。	毎日
排ガス中の一酸化炭素濃度測定かつ記録	施行規則第四条の五、二、ヲ	・煙道中に赤外線吸収式分析計を設置し、連続的に測定し、かつ、自動的に連続して記録できる記録装置により行う。	毎日
排ガス中のダイオキシン類の濃度低減	施行規則第四条の五、二、ワ	・溶融燃焼炉出口の排ガス温度 850℃以上を確保するため、頂部助燃バーナ、溶融補助バーナ方式を採用、維持管理している。 ・集じん器入口ガス温度を 200℃以下に低減する減温塔を設置し、維持管理している。 ・ダイオキシン類濃度を低減するためのろ過集じん器+活性炭吹込、触媒脱硝塔の採用により、維持管理している。	毎日

項目	根拠条文	管理の方法	実施頻度
排ガス中のダイオキシン類等の濃度測定かつ記録	施行規則第四条の五、二、カ	・排気筒中に設けられた測定孔よりサンプリングし、定期的に分	毎日
		・ダイオキシン類 ・SOX、ばいじん、塩化水素	1回以上/6月
排ガスによる生活環境の保全	施行規則第四条の五、二、ヨ	・反応剤吹き込みによる脱塩処理、ろ過集じん器、触媒脱硝塔を設置、維持管理している。	毎日
ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること	施行規則第四条の五、二、レ	・ろ過集じん器により、ばいじんを捕集しコンベヤと空送搬送装置により、ばいじん貯槽へ貯留する設備を設置、維持管理している。	毎日
ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合、その温度は融点以上に保つこと	施行規則第四条の五、二、ソ	・ボイラーダスト、減温塔ダスト及びガス化分離されたカーボンは、カーボン貯槽に貯留され、一定量ずつ切り出され、熔融燃焼炉で燃焼・熔融される。熔融固化物(スラグ)の資源化が可能な温度とし、1,250℃以上とする。 ・燃焼熔融炉内に熱電対式温度計及び放射温度計を設置し、連続的に測定し、かつ、自動的に連続して記録できる記録装置により行う。	毎日
セメント固化と薬剤処理方法	施行規則第四条の五、二、ネ	・混練機を設置し、ばいじん、セメント、薬剤及び水を均一に混合し、維持管理する。	約1回/2~3日
火災発生防止装置及び消火設備	施行規則第四条の五、二、フ	・消防法等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え、維持管理している。	毎日及び1回/6月
廃棄物の飛散流出及び悪臭防止装置の点検	施行規則第四条の五、十	・プラットホームの床洗実施、排水流出の確認。	毎日
		・プラットホーム、ごみピットへの防臭剤散布。	適宜
蚊、はえ等発生の防止装置及び構内清掃実施	施行規則第四条の五、十一	・プラットホーム、ごみピットへの殺虫剤散布。	適宜
		・プラットホームの床洗浄	毎日
排水処理設備の設置	施行規則第四条の五、十三	・生活環境保全のため排水処理設備を設置し、維持管理している。 ① 処理方法 プラント排水 :凝集沈殿+生物処理(接触酸化法)+沈殿+塩素減菌+砂ろ過+活性炭吸着 生活排水 :合併浄化槽にて処理後、プラント排水と同一処理 ごみ汚水 :高温酸化処理(燃焼熔融炉へ吹き込み) ② 排出の方法 処理後の排水は、施設にて全量再利用するため、系外への排出はない。	毎日
定期的な施設の点検及び機能検査の実施	施行規則第四条の五、十四	・定期点検整備、日常点検整備及び機能検査を実施し、機器の機能維持、劣化の早期発見をする。	日常、月例、年次の各点検
ばい煙の検査	施行規則第四条の五、十四	・排気筒中に設けられた測定孔よりサンプリングし、定期的に分	1回以上/6月